

佐賀県訓令甲第十号

県土づくり本部

伊万里土木事務所

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、
井手口川ダム操作規程を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

井手口川ダム操作規程

目次

- 第一章 総則（第一条 第三条）
 - 第二章 貯水池の水位（第四条 第六条）
 - 第三章 貯水池の用途別利用（第七条 第九条）
 - 第四章 洪水調節等（第十条 第十四条）
 - 第五章 流水の貯留（第十五条）
 - 第六章 貯留された流水の放流（第十六条 第二十一条）
 - 第七章 計測、点検、整備等（第二十二条 第二十四条）
 - 第八章 雑則（第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、井手口川ダム（以下「ダム」という。）の操作に關し必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給をその用途とする。

(定義)

第三条 この規程において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒十八立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

第二章 貯水池の水位

(水位の測定)

第四条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第五条 貯水池の常時満水位は、標高九八・一メートルとする。

(サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高一〇三・七メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)は、標高九八・一メートルから標高一〇三・七メートルまでの容量七七〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高八一・四メートルから標高九八・一メートルまでの容量一、二六〇、〇〇〇立方メートルのうち最大七二〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高八一・四メートルから標高九八・一メートルまでの容量一、二六〇、〇〇〇立方メートルのうち最大五四〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 伊万里土木事務所長(以下「所長」という。)は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 県土づくり本部河川砂防課その他の別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備発電装置の試運転その他洪水調節のために必要な措置

(洪水調節等)

第十二条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十三条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

2 前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、第十一条第一号の別に定める関係機関に連絡するものとする。

第五章 流水の貯留

(流水の貯留の条件)

第十五条 ダムにおける流水の貯留は、松浦川大堰地点における流量が毎秒一・五立方メートルを超えているときに行うことができる。

第六章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第十六条 ダムによって貯留された流水は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第二十二条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うために特に必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、別に定める特にやむを得ない理由がある場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量は、毎秒一・六立方メートルを限度とする。

(放流の原則)

第十七条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十八条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に示す各地点における水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水を放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第十九条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム地点において毎秒〇・〇四六立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水を放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第二十条 所長は、別に定めるところによりダムから放流することとなったため流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第二十一条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、別に定めるところによる。

第七章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十二条 所長は、ダム本体、貯水池その他のダムに係る施設を常に良好な状態に保つたため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、その基準を定めなければならない。

(観測)

第二十三条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第二十四条 所長は、ゲートを操作し、第二十二条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第八章 雑則

(補則)

第二十五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十四年六月一日から施行する。

別表（第18条関係）

地点	期間	流量 (m ³ /s)
ダム地点	通年	0.021
松浦川合流点	通年	0.030